

## 【件名】

入札・契約制度の改善に向けた取組みについて

## 【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

入札・契約手続にあたっては、地方自治法等の各種関係法令を遵守のもと、公正性、透明性、経済性の確保を原則として、厳正に実施している。

一方、国からは公共工事の円滑施工や品質確保に向けた取組みや、契約関係書類の電子化など、対策の更なる充実も求められている。

については、社会動向に応じた見直しを適切に行うことにより、入札・契約制度の改善に取り組んでいく。

## 1 工事着工資金の調達需要への対応

工事請負契約においては、工事資材の購入や労働者の確保等に伴う着工資金として、契約金額の 4 割を超えない範囲で工事代金を前払いできる旨、地方自治法施行規則に定められている。

ただし、中野区においては前払金に上限額（4 億円）を設定しているため、小中学校等の大規模新築工事における着工資金の調達需要に十分に答えられていない。

物価高騰下における請負業者の資金繰りを支援し、公共工事の受注機会や下請企業等への早期の支払いを確実に確保していくため、工事前払金の上限額を見直す。

## （1）工事前払金の現状及び見直し後の上限額

|       | 現状                          | 見直し後                        |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|
| 前払金   | 契約金額の 4 割（ <u>上限 4 億円</u> ） | 契約金額の 4 割（ <u>上限 6 億円</u> ） |
| 中間前払金 | 契約金額の 2 割（ <u>上限 2 億円</u> ） | 契約金額の 2 割（ <u>上限 3 億円</u> ） |

- 前払金・中間前払金対象工事：契約金額が 300 万円以上でかつ  
履行期限が 60 日を超えるもの

## （2）適用時期

令和 6 年 9 月以降に公告する工事請負契約に適用予定

## 2 電子手続の更なる推進

契約事務のうち、紙文書によるものとしている契約書については、電子契約サービスを導入することにより、順次電子化を進めていくこととしている。

今後も契約事務のペーパーレス化を推進するとともに、業務の効率化を図るため、以下の手続においても更なる電子化を進めていく。

- (1) 小規模事業者登録及び準区内業者登録の申請手続きの電子化  
(令和6年9月から)
- (2) 工事請負契約・設計委託契約に伴う契約保証及び前払金保証における保証証書の電子受付(令和6年11月から)
- (3) 企画提案公募型事業者選定に伴う申請手続きの電子化  
(令和6年9月募集開始案件から)